

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 件名 | 総管警報車9383外点検整備業務 |
| 2 業務場所 | 受注者の指定する場所 |
| 3 期間 | 契約締結の翌日から 令和7年10月31日まで |
| 4 内容等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「その他(役務の提供)」、営業品目「自動車修理、車検」の認定を受けていること。
・本店、支店又は営業所が三重県内に所在すること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和7年5月7日 14:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
FAX 0595-64-8964 |
| 5)担当者 | 経理課 芳井 |
| 6)質問書
提出期限 | 令和7年4月24日 14:00 まで
※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年5月8日 14:00までとします。 |
| 8)その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 その他 | 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、 履行確認後の一括支払 となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 4 月 2 1 日に交付された「総管警報車 9383 外点検整備業務」の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

F A X 番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定する
ためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

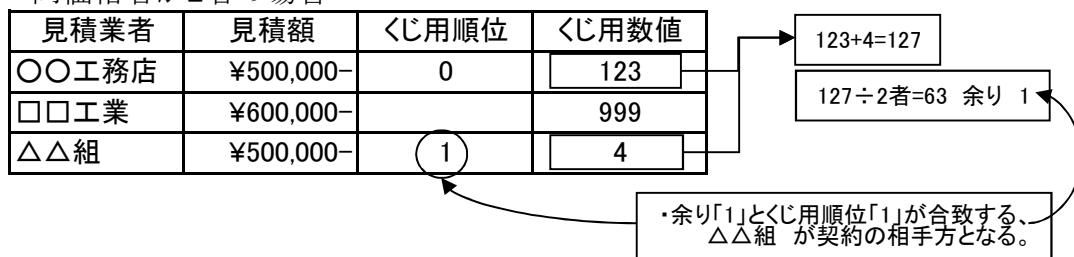
3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

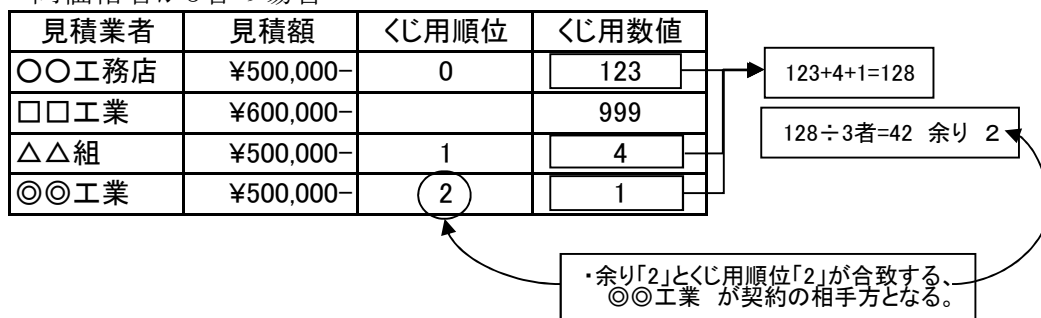
- 例）
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例） ・同価格者が2者の場合



例） ・同価格者が3者の場合



総管警報車 9383 外点検整備業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が実施する、「総管警報車 9383 外点検整備業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、機構の所有する車両の点検整備等及び消耗品の交換を行うものである。

- ・車検整備 一式
- ・6ヶ月点検 一式
- ・消耗品等交換 一式

第3節 業務場所・引取（納車）場所

- （1）業務場所 受注者の指定する場所
- （2）引取場所 三重県名張市下比奈知 2 8 1 1－2 木津川ダム総合管理所
三重県名張市中知山 1－1 6 6 青蓮寺ダム管理所
三重県名張市上比奈知字熊走り 1 7 0 6 比奈知ダム管理所
三重県伊賀市阿保 2 1 7 1－1 2 川上ダム管理所

第4節 期間

契約締結の翌日から令和7年10月31日までとする。

ただし、点検整備等の日程については、担当職員と調整のうえ定めるものとする。

第5節 業務内容及び数量等

別紙「対象車両、実施予定月及び点検等内容」のとおりとし、業務には、引き取り納車費用を含むものとする。

第6節 設計変更

本業務の実施にあたり不具合が発見された場合は、担当職員に連絡するものとし、機構が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

第7節 疑義

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

以 上

別紙「対象車両、実施予定月及び点検等内容」件名：総管警報車9383外点検整備業務

対象車両（※1）	車検満了日	実施予定月						エンジン オイル交換 （※2）	オイル フィルター 交換	ワイパー ゴム交換	その他 作業
		4月	5月	6月	7月	8月	9月				
トヨタ RAV4（総管） （登録番号：三重800さ9383）	—				6ヶ月 点検			○	—	—	
日産 ウィングロード（総管） （登録番号：三重502ね3050）	令和7年5月25日		車検					○	○	3本	
トヨタ ウィッシュ（青蓮寺） （登録番号：三重800す956）	—		6ヶ月 点検					○	—	—	
トヨタ カルディナ（青蓮寺） （登録番号：三重502す567）	令和7年9月30日						車検	○	○	3本	
ホンダ ステップワゴン（比奈知） （登録番号：三重800せ998）	—			6ヶ月 点検				○	—	—	
ホンダ ヴェゼル（比奈知） （登録番号：三重800せ2323）	—				6ヶ月 点検			○	—	—	
トヨタ プラド（川上） （登録番号：三重800せ4738）	—					6ヶ月 点検		○	—	—	
スズキ ハスラー（川上） （登録番号：三重800あ2882）	—					6ヶ月 点検		○	—	—	

※1 括弧内は自動車保管場所
※2 エンジンオイルについて、メーカー指定オイル粘度かつベースオイルに化学合成油を含むこと。